

令和4年度

茨城県国土利用計画審議会議事録

日時 令和5年1月13日（金） 午前9時15分から

場所 茨城県庁9階901会議室（水戸市笠原町978-6）

## 1 会議の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年1月13日(金) 午前9時15分から午前10時45分まで
- (2) 場所 茨城県庁9階901会議室(水戸市笠原町978-6)

## 2 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

別記名簿のとおり

## 3 議題

茨城県土地利用基本計画(計画図)の一部変更について〔地振諮問第1号〕

## 4 議事の概要

### 【開会】

会議開催に必要な定員の充足(6名以上)を確認し、開会

### 【議事の公開】

審議事項について公開が決定された。

### 【議事録署名人指名】

谷口会長から、議事録署名人として笹島委員及び八木岡委員が指名された。

### 【議案審議】

#### ○谷口会長

それでは、議事に入らせていただきます。

茨城県土地利用基本計画(計画図)の一部変更について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

配付資料を基に、事務局が説明

#### ○谷口会長

ご説明ありがとうございます。

林地開発許可のご説明もいつも議論になるところなので、ご説明いただきまして大変よくわかりました。

どこからでも結構ですがご意見ご質問等いただければと思います。オンラインの委員さんも何かあれば声を出していただければと思います。

#### ○A委員

30ページにある変更総括表ですけれども、ここで県の面積に占める割合が出ていると思うのですが、それで年々この森林地域が減ってきていると思うのですが、この割合

以上減らしてはいけないというのがあるのか、また、それぞれの地域が重複しているので難しいのかもしれないですけども、理想の割合とかあるのかどうか、教えていただきたいと思いました。

#### ○事務局

森林地域を把握いたしますのに、県内に3地域、地域森林計画がございまして、北から八溝多賀、真ん中あたりに水戸那珂、南に霞ヶ浦と三つの計画がございまして。

こちらにつきましては、5年に1度、10年を一期とした森林計画、県として、経営にしましても保全にしましても今後どういう形で森林を持っていくかという計画を立てます。

5年に一度その森林面積を確認いたしまして、森林の全体面積を把握しているところですけれども、その地域森林計画の中では、森林面積を、例えば変更前の計画の9割で抑えるというような計画はございません。

と申しますのが、例えば今回の林地開発に関しましても、四つの審査の基準、「災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全」がございまして、これらが設計上問題ない、基準以上のものに達しているということを確認しております。また、周辺との調和として、例えば、住民説明会の実施など、こういうこともトラブルがないように指導させていただいております。

ただこういう条件をクリアいたしますと、民有林の場合は、個人の資産ということでございまして、森林法の中でも、条件に合致したものについては許可をしなければいけないということがございます。

もちろん乱開発ということは防止しなくてはならないですけども、その基準に合った開発があったときには、県は法律上許可しなければならないということで、県として最低限確保しなくてはいけない森林の率については特に規定はございません。

#### ○谷口会長

今のは参考資料の13ページのところに、「災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全」でチェックされているというご説明をいただいたところですね。

私から、同じページですけども、今のご質問と同じ趣旨ですが、下から3行目に、残置森林率は概ね15%ということで、ローカルな範囲では、ちゃんとこういうルールを決めて、あまりたくさんカットしないようになっているということですよ。

その時に、この残置森林率を計算する分母の森林はどの様に決められるのですか。

#### ○事務局

開発前にあった森林を残す残置森林の場合と、造成森林といいまして、例えば開発の中で森林がちょっと位置条件的に支障があるというときには、その森林を1回伐採いたしまして、新しく森林を作るという場合がございます。そして、残置森林と造成森林を合わせまして、森林率としております。

通常事業用地の場合ですと、森林率はその造成森林も加えて、概ね25%いけばいいというような基準になっております。

ただ太陽光に関しましては、例えば極端な話、造成森林全部で25%ということもあり得

るわけですが、周囲への影響を最小限にするということで、もともとその事業区域内にありました森林の中で手をつけない森林を 15%としております。

**○谷口会長**

すみません、僕の質問の仕方が悪くて申し訳なかったのですが、そういう造成森林かどうかという、割とプロフェッショナルな回答をお聞きしているのではなくて、例えば、ご説明いただいた中でいくと 18 ページのこの自然公園地域のところの問題とかだと、このエリアだと、県北の森林がある意味全部連続しているんで、どこまでがその分母になっているのかわからなくて。そういう意味でいくと、幾らでも 15%というルールをつくれれば、開発できるっていうことに実はなっていませんかという、そういうご質問です。

**○事務局**

外周の事業区域がございまして、この中の森林の中で、15%残置森林として残してくださいということです。

**○谷口会長**

この中というのは、何かわかるようになっているのですか。

**○事務局**

この図面でいきますと、黄色い枠で囲ってありますね。これが事業区域でございます。

これが二つの区域に分かれておりますけれども、この中にあった森林のうち、その 15%は残置森林で残し、無くなった森林が 13ha ということでございます。伐採するところが事業区域ではなくて、伐採するところと残す森林を合わせて事業区域としていますので、事業区域の中にあった森林の中で、15%残置森林で残してくださいというような基準でございます。

**○谷口会長**

なるほど。そういう基準が本当にそれでいいのかどうかという議論は、どこかでされることはあるのですか。今の質問は要するに、開発されるところがどんどん増えていった場合に、というご心配なので。

**○事務局**

残置森林につきましても先ほどの参考資料 13 ページの中でございますけども、原則として周辺部に配置するというので、周りへの影響を極力少なくするため、周囲に残してくださいと設計の方をお願いしております。

**○谷口会長**

わかりました。エリアとしては周囲に森林を残して景観上とかも、実際この外からは見えないようになっていますよね。

ちょっと議論がかみ合わなかったのですが、県全体としては、どんどん森林がなくなっ

ていきますけれども、どうでしょうかということに関しては、またちょっとお考えいただかないといけないかなということが、今の議論ではありました。ありがとうございます。

## ○B委員

今日の議題のほとんどが太陽光なのかなと思っております。

太陽光は、一般的に20年ぐらいが売電の期間として多いのかなと思っているのですが、この参考資料16ページの「ガイドラインで定める主な事項」の3番に適正な維持管理や撤去・廃棄というのが定められているようですが、例えば20年終わった後に、これだけの大規模な森林がなくなったところを復元ではないですけども、きちんと撤去をして、そのままほったらかしになるようなことがないような約束が、事業主体に対し、ガイドラインの中でできているのか。

またもう一つ、最近ありますのは、実際スタートした時と、所有者が変わることも大変多くて、たまに外国の資本が入ってしまったときに、20年が過ぎて売電の期間が終わった後にそのままになってしまうとか、周りへの影響というのは、設置をしたときよりも、古くなった中で出てくる可能性があります。

こういったガイドラインというのはどのように履行されているのかということ。

それから今言いましたように、その維持・管理の面から、途中で所有者が変わるといようなことについても把握をしているのかということ。ほったらかしになった時の地主さんにかかる影響もあろうかと思しますので、その辺のところをお聞かせいただけますか。

## ○事務局

今ご質問いただきましたのは、将来、例えば20年ぐらい経ってFIT（固定価格買取制度）が終わった後に撤去がきちんとできるのか、ほったらかしになってしまうのではないかとということだと思います。

まず、自然公園地域普通地域につきましては、行為に着手する前に、あらかじめ届出をいただくことになっております。その届出の中に、原状回復をしますということが計画として盛り込まれております。

また、他の地域における、一般的なFITに基づく太陽光パネルの撤去につきましては、実は知事から国へ要望させていただきました結果、FIT法が改正されました。FIT法が施行されて今年で10年経つのですが、あらかじめ売電価格の中から天引きをされて撤去費を積み立てるとい、FIT法の一部を改正する法律がこの4月から施行されました。お金を強制的に積み立てさせられるものですから、事業が終わった時にはそのお金を使って撤去するということになっております。

あともう1点のご質問で、所有者が変わってしまってほったらかしになってしまう、というようなお話がございました。

その部分につきましても、積み立てたお金というのが、もし本当に所有者が変わってしまったという時には、制度といたしましては、例えば行政が代執行をいたしました場合、その代執行に要したお金を積み立てたお金の請求するということになっております。

確かにFITが終わった後には発電設備がほったらかしになってしまうなどの環境破壊

の問題や心配がございますので、いろいろと国の方でも新しい制度ができて、実行されつつあるというようなことでございます。

**○谷口会長**

今ちょっと教えていただいたことで、自然公園地域の普通地域は原状回復をするルールになっているということですか。

**○事務局**

ここの部分につきましてはそのような計画が当初からなされているということでございます。

事業スタートの際の届出の中に、事業終了後は原状回復を実施する計画であったということでございます。

**○谷口会長**

それは要するに、20年後に確認する仕組みもあるという理解でよろしいですか。

**○事務局**

はい。

**○谷口会長**

わかりました。ありがとうございます。

**○C委員**

自然公園ではない案件がほとんどですが、それも原状回復のための費用が強制積み立てされているという理解でいいのですか。

**○事務局**

はい。原状回復のための費用が強制的に積み立てられるという理解で結構でございます。

ただ一方で、ほったらかしにされるのを防ぐという趣旨でございますので、普通の一般住宅の屋根にあるとか、そういうものはほったらかしにされませんので、大きさが小さいものは除外されます。

**○C委員**

要は、考え方として、ごく普通に設置されている、それなりの発電容量があるパネルは、原状を回復するための費用が強制積み立てされて、所有者が変わっても、代執行なりで原状回復をして、その費用はその積立金で賄われると。つまり、ちゃんと元に戻しますって言っても、履行できない恐れがあるから積み立てるといふ、そういう仕組みの中で動いているという理解でいいですね。

○事務局

それで結構でございますが、正確には原状回復ではなくて、撤去費用の積み立てということでございます。撤去費用だからほったらかしになることはないってことです。

○C委員

撤去費用と原状回復の違いは何ですか。

○事務局

例えば、撤去では、太陽光設置前に木が植えてあった場合、発電終了後に木を植えるところまでは求められてないということです。

○谷口会長

やはり撤去と原状回復でレベルがちょっと違うと。

○C委員

そうすると、私も商売柄気になるのですけれど、その積立金というのは誰が管理しているのですか。

○事務局

法律に基づいてできました、国関係の公的な機関でございます。

○C委員

なるほど。勝手に流用されることは無いのでしょうか。

○事務局

そういうことはございませんので、ご安心いただければと思います。

○C委員

先ほど10年経って始まった制度だと言っていましたけれども、それで賄える金額の積み立てになるのですか。

すでに10年経過しているような案件は残り10年とか、その残りの年数積み立てた金額で、太陽光発電施設の撤去費用が賄えるのでしょうか。

○事務局

積算につきましては国の方で積算をしておりますが、実際にかかるお金に基づいて積算されたということでございますので、賄えるものと考えております。

○谷口会長

経営者協会さんとしては、大変そこが気になるところかなと思います。

## ○C委員

はい。なぜそんなことを聞いたかというのと、最近、太陽光の所有者が変わりだして、これはある意味、経済全体としても、誰が持っているのかわからないというのはよろしくないと。

つまり、太陽光の発電というのは再生可能エネルギー云々という観点からは、20年売電が終わって、また新しいパネルに替えるというふうにしないと、再生可能エネルギーの発電量が上がったけどまた落ちてしまいます。

ただ、所有者が変わって、誰がどのような思いで事業を続けるのか続けないのか全くわからないと、地元における再生可能エネルギーを我々が活用できない。それは不都合ではないのかということで、私が籍を置いている常陽銀行では、そういうものについて散逸しないようにということでファンドを作って引き取っています。そこで議論が起きるのが、そういう費用の問題ですね。そこまで含めて事業価値を見積もって買い取り価格を一応決めてはいるのですけど。

今のお話を聞いて、そういう仕組みがあるのだからって。

ただ、やはり散逸するリスクは非常に大きくなっている。なので、そこをよく考えながらやっていくというのは、今回の審議の趣旨とはちょっと違いますけれど、ちょっと気になったものですから。

## ○谷口会長

我々に与えられている審議事項は、この土地利用基本計画の一部変更というこの図の上での審議だけという狭い範囲ですが、B委員さん、C委員さんにご指摘いただいたことはすごく大事なことで、国レベルでも議論になっていると思いますので、ぜひ色々な形で反映いただけるように私からもお願いしたいと思います。

## ○D委員

資料の19ページの先ほどから話が出ている部分なのですが、沢のところに作っているのが気になっております。

地図を見ても実際に斜面の沢のところに作っていることがわかります。その15%ということになると、設置しにくいところを残して、設置しやすいところに作ることで15%になるという、見方によっては、設置側にとって便利な設定と思うところもあります。

参考資料の13ページのところで、先ほど、災害防止、水害防止、水の確保という点で、基準に合致しているということでご説明がございました。確かに基準はそうなのですが、昨今、50年に一度、100年に一度の大雨という、予想を超える雨が降ることが当たり前になってきております。

そうすると、この場所の写真からも、周りは森林ですが、設置部分だけ伐採されており、しかもそれが水の集まる沢の部分あることが見て取れます。法律では基準はクリアしているけれど、そういうところをぜひ注意深く見ながらやっていただきたいと感じます。

## ○谷口会長

今のご指摘は特に自然公園地域でもあるので、こちらの参考資料の15ページのところ



も参考にしながら、お答えいただければありがたいです。他の地域との扱いも違うということだと思えます。

#### ○事務局

まず林地開発の観点からですけれども、雨量に関しまして、森林の状態から、例えば太陽光パネルを貼りますと、パネルはほとんど表面がつるつるで、私たちは流出係数という言葉を使っているのですが、要は水が引っかけにくくなる、短時間で水が出やすくなるというのがございます。

そして、エリアの中でどれぐらいの森林を伐採するのかということも計算いたしまして、林地開発の前と後を比較して、30年の雨量強度、30年に1度の大雨が来ても災害が起きないようなダムや洪水防止施設が設計基準となっております。プラス安全係数とか、1.0よりも大きなもので設計を作らせているということと、ダムを作った後も泥が溜まりますので、それを定期的に浚渫するような指導を行っております。

国の方で定めました設計基準に則って、何年に一度の大雨にも耐えられるような施設を作らせていただいております。

#### ○事務局

自然公園法の観点では、景観というものが重要になってくると考えておまして、景観につきましては、例えば色彩やパネルの高さ、架台の高さ、あとは周辺からの眺望といったものをご確認させていただきまして、届出を受け付けております。

#### ○谷口会長

大変重要なご指摘をいただいたと思っているのですが、お答えとしてはそうなるかと思うのですが、やはり気候変動とかで、洪水のレベルとかも全然変わってきているので、今までの延長上の流出係数だけではまずいのではないかというのは、関連する学会とかでも指摘されていることですね。

そういうことも含めて考えていただいた方がいいだろうと思いますし、個人的な意見で申し訳ないのですが、参考資料の15ページですが、自然公園地域の普通地域という名前ですが、普通だから何をやってもいいみたいな、そういう印象がすごくあります。

茨城県立自然公園条例を作ったのは昭和37年ですね。60年前に作られた条例で、太陽光パネルみたいなものを想定していない条例のように拝見しました。建物の増築とかに関してはケアするみたいな条例にはなっていると思いますが、これも審議する範囲を超えている話ではありますが、県の自然公園地域を改変するというのはそれなりの重みのあることだと私は思っていますので、そのあたりについてどのようにお考えか。普通地域で、先ほど事務局がおっしゃったように、林地なので、私権が強い日本の国の状況でございますから、個人がそうしたいという断れないというご事情はあるかと思いますが、一方、自然公園地域であって、県民の共有財産でもあるわけですね。

そういう観点から、自然公園であっても、この普通地域という中では、割と簡単にこういうものが建ってしまうということが、今後も続きそうなのかということについて、ご見解をいただけますでしょうか。

## ○事務局

特別地域と普通地域については参考資料 15 ページがございますけれども、特別地域は、許可が必要になってきます。特別地域は特別保護地区という一番規制の強い地区から第三種特別地域といったグレードがあつて、その下に普通地域がございます。

谷口会長がおっしゃられた通り、私権というものが当然ありまして、一般の方々の財産でございます、それを制限するというのは大変ハードルが高いと思っております。

ご存じかもしれませんが、県は、筑波山のところで、裁判に敗訴しております。それは特別地域の方でございます、また普通地域は大変広い地域でございます、そこは強制力というよりは、やはり県としては、普通地域という網をかぶせた上で、届出を受ける中で色々なご協力をいただくというようなことが、当面続くのかなと思っております。

ただ一方で、時代の変化、社会情勢の変化の中で、確かに対応していかなくてはならないというものはあると思っておりますので、その辺は引き続き研究をさせていただきたいと思っております。

## ○谷口会長

ありがとうございます。最初に北村部長さんが、困難な課題を先送りにしないと宣言してくださったので、ぜひそのような考え方で進めていただけるとありがたいと思っております。

色々と重要な議論ができていますかと思いますが、オンラインの皆さんいかがでしょうか。

## ○E委員

林地開発許可制度のところで、開発許可が出るには災害とか水害の防止、水の確保、環境の保全、この四つのポイントで、きちんと事前に確認をして、その上で許可をしているという話ですけど、この環境の保全の中に、生態系の保全についてはどれぐらい含まれているのか、ということをお教えいただけますでしょうか。

私、この委員名簿では自然保護の専門家みたいな形になっていますが、どちらかというと脱炭素が専門なので、むしろ太陽光発電はある程度設置していかなくてはならないみたいなことを言ってきた側の間ではあるのですが、そういう我々からしても、昨今の太陽光発電が非常に多く設置されて、それが森林を切り開いて設置されていて、それに伴い、いくつか現実に問題が起きているということに対しては非常に危機感を持っておりまして、私たちの研究者の中には自然保護に関する専門家もおりますから、そちらはそちらで当然その切り開くことはなるべく避けるべきだといった考え方もある中で、どういうところに落としがいけいのかというのは研究者目線ではありますけれども、議論が進んでいるところであります。

特に昨今自然生態系については、非常に貴重な生き物だけではなくて、普通の森林というような表現になってしまうのかもしれないですけど、そういうところもきちんと適切に保全していくことが大切だという動きがかなり強くなってきていますので、その点をどの

ように考えられているのかということをご説明いただきたいと思います。

#### ○事務局

まずは林地開発の中の環境の保全の観点ですと、森林率の中で先ほどご説明差し上げた通り、残置森林と造成森林というのがありますが、1回山を開発しまして、新たに森林を作る場合、植える木というのが、例えば灌木類、ツツジとかではなくて、ある程度高木になる木で、茨城の植生と関係ないようなポプラの木を植えるとかではなくて、その土地の生育に適した木を植えるよう計画するように指導しております。

#### ○事務局

環境政策の観点といたしましては、普通地域で5ヘクタール以上のものにつきましては、いわゆる環境アセスメントほどではないですが、様々な動植物などについて、私どもミニアセスと呼んでおりますけれども、そういった調査をすることにしておりまして、例えば議案9番の13ヘクタールの開発では、そういったミニアセスも実施していて、調査報告書を受け取っているところでございます。

#### ○E委員

なるべくむやみやたらに開発が進まないよう、今できる限りの努力をしてきているということは私も承知はしているのですけれども、積極性を持って取り組まれてもいいのかなと思います。

ここ最近までは確かに脱炭素に向けて太陽光発電の設置というのをどんどん進めろというのが非常に強い一つの社会的な流れであったことは間違いないですし、開発を進める事業者が多くいることも承知しておりますが、ここ本当数年生態系保護や自然保護の動きはかなり強くなってきていますので、このまま積極的にぜひ茨城県さんとして取り組まれることが、より望ましい形になるのではないかなとは思っています。

#### ○谷口会長

生物多様性とか生態系とか、以前よりは配慮しなくてはいけない状況になってきているので、環境といったときに、ターゲットの範囲が広がっているということですよ。

残置森林とか造成森林とか林政課の観点はよくわかるのですけれども、もともとの里山で生物多様性が結構あるかどうかとか、杉ばかり植わっているところと、そうではないところでどうかとか、結局そういう切り口が求められていたりするようになってきているので、時代に応じて、先ほどの水害の話もありましたけれども、求められる水準が高くなってきているということだと思いますので、そういうことも含めて考えていかなければいけないということかなと思います。

#### ○F委員

今、私の家の近くの十王町、今の日立市ですけど、大規模なパネルが設置されているのですけれども、なかなか始まっている様子がないのですよ。だから、勝手に独り歩きして売買されたりしないのかなといつもそばを通ると思うのです。

林地開発許可の申請をして、例えば1年後にはやらなくてはいけないというような規定はないのですか。

#### ○事務局

林地開発の許可の申請を受ける時に、工程表というのは必ずつけていただいています。

その中で、例えば2年間で完成させるとかの予定があるわけですが、その予定を何らかの理由で遅れる時には必ず、半年に1回、進捗状況を求めております。

今、委員からお話があったのですけれども、許可はなるべく早く出してくれというような要望があることもあります。そのような場合でも適正な審査をした上で許可を出します。ただ、許可を出してもなかなか着手してくれないところも幾つか見られます。

その時には、県の方からも、本当にやる気があるのかどうか、やるなら早くやって欲しいですし、中止なら中止ということで、通常の指導の中で、その事業者の方とやりとりをいたしまして、円滑に工事を進めていただきますよう、こちらからもお願い或いは連絡調整しているところでございます。

#### ○F委員

あと、例えば山から砂利を取ったり、山砂を取ったりとかすると、表土を取っているから、そこに木を植えても育たない。そういうところに太陽光ができるのは、私は仕方ないと思うのですよ、今のこの流れから言っても。

ただ元に戻しましょうみたいな、木さえ植えてあればと言うけれども、実際には放置林は本当に保水力もないし、全然手をつけない方がよっぽど酷いような気がするのですよね。平地林なんか特に、放置したままだと思うのですが、この方が私は問題ではないかと思っています。

#### ○谷口会長

放置による問題というのは具体的にはどういうことですか。

#### ○F委員

木は植えてあるけども一切管理してない。

#### ○谷口会長

林業的な観点からですよね。林業の事業という観点からは、放置するとおっしゃる通り、非常に生産性としては良くないというのですよね。耕作放棄地農地と一緒に理解ですね。

#### ○事務局

今回の議論とは少し変わるかもしれませんが、県北の方の、いわゆる森林経営を行っている森林と、南の方の、いわゆる環境的な森林、大きく二つに分けることができますけれども、県では森林湖沼環境税を皆様からお預かりいたしまして、昨年度まで「身近なみどり整備推進事業」という事業で、事業者は市町村になりますけれども、こちらの事業

で平地林の整備を行って参りました。

一方、森林環境譲与税という、国から市町村に直接流れているお金がございます。令和6年度からは、国民の皆さんからもお預かりするようになるのですけれども、県としましては、この県の森林湖沼環境税と、国の森林環境譲与税、色分けする必要があるということで、今年度から市町村にお願いいたしまして、直接国から流れております森林環境譲与税を使って平地林の整備は行っていただきたいと、市町村の方のご理解をいただいたところでございます。

ただ県の方でも、森林整備の仕方とか、工事の仕方についてはバックアップ体制をとっておりますので、市町村の方で進めていただきたいと考えております。

### ○谷口会長

ありがとうございます。持続可能性といった場合に、環境に関する持続可能性と、林業等の事業に関する持続可能性と、2種類ありますよね。それを考えながらやらないと、国土利用というのは上手くいきませんよねという、そういうことかなと思いました。

### ○G委員

林地開発による色々な基準が厳しくなってきました大変有意義な状況だと思います。

ただ一番心配している状況が、前回は申し上げたのですが、太陽光が一番できているのが森林という、上の方が開発されているという状況で、全体の中で、いわゆる流域防災についての考え方はどうしているのですかという質問をしました。

当然のごとく、森林があつて、農地があつて、集落があつて、都市があつてという中に、河川が入って水道が入って、という状況だと思います。

ところが、一番流出係数の少ない森林の状況に、今の基準で言うと流出係数0.95から1の太陽光が増えていくということは、流出するものは増えるわけです。

当然下で受けるものの整備の状況は変わってくると思うのですが、計画の中できちんとした見方をして、将来にどういう影響が起きるかという、防災という観点から考えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

### ○事務局

保安林については、流域における森林の伐採規制がございます。流域ごとに、1年間にどれくらい伐採できるかという上限を決めまして、その上限の範囲内で伐採をさせていただきます。

しかし、私有地に対する規制、普通林に対する総量規制的なものというのは正直難しいところがございます。

私ども林務行政に携わるものとしたしましては、大事な森林に関しましてはどんどん保安林にしております。保安林にしていくと、開発もできませんし、余程の公共事業等がない限り保安林の解除ということもできませんので、重要な森林については、上流ですと水源涵養保安林ですとか、本当に崩れやすいところだと土砂流出防備保安林ですとか、どんどん保安林化を進めまして、ある意味そこで森林を守っていきたいと考えております。

## ○G委員

規制をとというのも重要でしょうけれど、民有林に対する規制には財産権の問題があるわけですから、規制もできない部分もあるという状況からすると、私が言っていたのは、いわゆる一番上の流出係数の少ないところがどんどん流出が増えてくれば、下に影響する。そういう中で、ゲリラ豪雨等でどんどん変わってきている状況もありますけれど、防災という観点から、県としての全体的な状況、これは部、課を横断することになると思いますが、その辺の考え方というのをちょっと聞きたいです。

## ○谷口会長

流域全体ですよ。

今おっしゃったような保安林というのが、例えばどれぐらいあって、そのキャパシティというのは、流域で分かるようになっているのでしょうかということですよ。

## ○事務局

保安林につきましては、1年間に伐採できる総量というのを最初に公表いたしまして、3か月に1度、四半期ごとに、これぐらいその3か月で切りました、ですからこれだけまだ切れますということは、県民の皆様に分かる形で、ホームページに公表しております。

ただ先ほど委員さんからお話があった通り、普通林に関しましては、なかなか規制は難しいので、林務行政をつかさどるものとしては、やはり森林は非常に大事なものと考えておりますので、重要な森林に関しましては、保安林化を進めているというのが現状でございます。

## ○F委員

今の話の続きで思うのですが、やはり木は切らなくては駄目なんです。どんどん切ってもらって植えればいいのです。環境問題とか色々な問題で議論になると、「山を守りましょう」となりますけれど、守るといのは何もしないのが守るではないんですよ。木を切って、新しく植えていかないと山は活性化しない。

うちの方のような土質で100年置くと無理なんです。砂利交じりの、水はけのいい奈良県の吉野みたいなどころであれば置けるのですが、私らの土地の方では駄目ですよ。

だから今、その木を切るときに「山を守りましょう」と色々な規制がかかってしまったら困るのです。やはりどんどん切ってくれ、その代わり植えてくれというのがついてもらわないと。

こういう規制が怖くなって、どんどん切らなくなくなって放置しているのが一番怖いような気がします。ぜひそれを考えてください。

## ○谷口会長

林業のことを皆、よくわかっていないというのも実態だと思います。間伐とか、手を入れながらやらないとちゃんとした木材は出てこないですし、事業としては、循環させて新しい木を植えていかないと、というのはおっしゃる通りだと思います。

G委員さんがおっしゃったのは、そういうところとはちょっと違って、太陽光パネルになるようなところで、トータルの森林の面積が減って、それで流域としてはまずい状況になるのではないかというお話だったので、両委員さんのお話どちらもその通りだと思うのですが、そういうことをトータルで、流域で見てくださるようなところがあれば、河川系のお話がしていただければなど。

## ○事務局

現在、上流から下流の都市部まで、防災を全体として見ようということで、「流域治水プロジェクト」という形で国の方で取り組んでいるという状況でございます。

プロジェクトの中では、流域の土砂流出の防止ですとか、水源涵養ですとか、こういった視点から、森林整備とか、そういったところも注目して取り組んではおります。

例えば、流域の民有林がどれくらいあるとか、そういった視点もその検討の中では、具体的な数字として取り上げて検討しているという状況でございます。

そういった水源涵養から河川の堤防の整備、或いは川底の土砂の掘削とか、それから都市部に行きますと、避難所の確保や、避難訓練というところまで、総合的な治水というのが、やはり今、課題になっておるところですが、流域の雨水貯留機能も、具体的な視点の一つということで取り上げているという状況はございます。

## ○谷口会長

流域治水という言葉がやっと出てくるようになったということですよ。

ただ、上流の自治体や、或いは自治体の間でも考え方が違って、なかなか合意形成ができないという問題があるので、ぜひそこは県のご指導をいただくとともに、例えば那珂川などは上流が栃木県ですので、他の県との調整も必要になるということですね。

なかなか大変な案件ですけども、方向としては、G委員さんがおっしゃるように流域で考えないといけないという方向にはなっているということですね。まだ成果は十分見えてないと思いますが。

ありがとうございます。色々な意見をいただいているところですが、他にございますか。

議事としては、茨城県土地利用基本計画（計画図）の一部変更についてということで、計画図の変更をお認めいただけるかどうかということですが、この計画図の変更を認めないというご意見はまだないですので、お認めするという方向でよろしいですか。オンラインの委員の方もよろしいでしょうか。

大変色々なご意見をいただけたかと思えます。貴重なご意見もかなりあったと思えます。ぜひ、我々のこの審議会だけではなかなか世の中変えることはできないですが、ぜひ担当部署の方で見ていただいて、少しでも県民のプラスになるように、状況を変えていただければありがたいと思えます。

それでは、以上のことでこの諮問事項につきましては、知事に異議なしと答申をしたいと思えますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしの声をいただきました。

それでは今回の諮問事項につきましては「異議なし」と答申させていただきます。  
ありがとうございました。

以上で審議会の議事を終了させていただきます。

委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

事務局に進行をお返しします。

---

**【閉会】**

委員への感謝の意を表し、閉会



## 令和4年度 茨城県国土利用計画審議会 委員出席状況

選出区分	氏名	所属等	出欠
県議会	海野 透	茨城県議会議員	出席
土地問題	方波見 正	全国測量建設業協会連合会名誉会長	出席
自然保護	金森 有子	国立環境研究所主任研究員	出席
商工業	笹島 律夫	茨城県経営者協会会長	出席
林業	佐藤 健一	指導林家	出席
福祉	竹之内 章代	茨城県社会福祉士会会長	出席
都市問題	谷口 守	筑波大学教授	出席
労働問題	中根 麻里	日本労働組合総連合会茨城県連合会副部長	出席
法律	望月 直美	弁護士	欠席
農業	八木岡 努	茨城県農業協同組合中央会会長	出席
文教	渡邊 洋子	常磐大学准教授	出席

(50音順、敬称略)